昭和四八年(ワ)四五七号

(河口堰建設事業差止請求事件)

原告 加藤 耕三 他 被告 水資源開発公団

昭和四九年三月七日

右原告訴訟代理人

弁護士 由良 久

同 清田 信栄

同 小出 良熙

岐阜地方裁判所

御中

訴状訂正申立書

本件訴状中、請求の原因の「当事者」の項の「1.原告ら」の部分を左記のとおり訂正する。

1 原告ら

原告(別紙当事者目録記載)のうち、七漁業協同組合を除くその余の原告はいずれも、長良川の流域に居住するものであるとともに、右目録記載の進行番号一の、

- (一) ーないし二二の原告は「郡上」
- (二) 二四ないし三三の原告は「赤須賀」
- (三) 三四ないし四四の原告は「相生]
- (四) 四五ないし六四の原告は「西濃水産」
- (五) 六五ないし七九の原告は「長良川下流」
- (六) 八〇ないし九五の原告は「長良川中央」
- (七) 九六ないし一〇九の原告は「津保川」 の各漁業協同組合(いずれも本件原告)の組合員であって、各原告が属する夫々の組合の有する漁業権にもとずいて長良川で漁業を 営む者である。
- (八) --〇ないし--五の原告は長良川における「鵜飼い」の鵜匠である。

- (九) 一一六ないし一二四の原告は、長良川河畔での観光旅館の経営者である。」 又、右目録記載の進行番号五の
- (十) 一五、四九五ないし一五。五〇九の原告は、長良川での舟行の船夫であり、
- (十一) --,--ニないし--,-三五
 - ーー,二三五ないしーー,三〇四
 - ーー,三〇六ないしーー,三六四
 - ーー.三六六ないしーー.三九五

及び同目録記載の進行番号六の

ーないし四三九

の各原告は長良川流域中でも特にいわゆる「輪中地帯」の居住者である。

(十二) 原告らのうち、七漁業協同組合は、いずれも長良川の本流または支流の一部を漁区として、漁業法上、第五種内水面共同漁業権等の 帰属主体であって、漁業法上の権利と義務を有しているもので、夫々の組合員数は次の通りである。

郡上漁業協同組合		 三,七七八名
赤須賀 "		 三二一名
相生 "		 三八二名
西濃水産 ″		 一,〇一三名
長良川下流 "		 一,六〇八名
長良川中央 "		 六,四四九名
津保川 "		 一,二二九名
	以上七組合の計	 一四.七八〇名